

地方債協議等に係る早期協議等について

1. 早期協議等の趣旨等

(1) 平成18年度より導入された地方債協議制度においては、民間等資金債の上半期発行等のために早期同意等が必要なものについては、早期協議等・同意等を行うものとしている。

(2) 令和元年度における早期協議等の対象は、令和元年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等額が確定するまでの間において発行を予定している民間等資金債である。

2. 早期協議等の対象となる事業

早期協議等において対象となる事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定である。

3. 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、令和元年度において最初に発行を予定している民間等資金債（令和元年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとし、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

早期協議等総括表(9月分)

| | 団体名 | 決算提出 済：確定値 未：前年度 数値 | 実質赤字 (百万円) | 実質公債費比率 | | | | 資金不 足比率 | 同意/ 許可 | 事業 | 起債申請額 (百万円) |
|---|-------------|------------------------------|---------------|---------|-------|-------|-------|------------|-----------|-------------------|----------------|
| | | | | H27 | H28 | H29 | 平均 | | | | |
| | 和歌山県 有田市 | 未 | 0 | 11.5% | 11.5% | 11.0% | 11.3% | 2.7% | 同意 | 病院事業・介護 サービス事業 | 284.9 |
| 計 | | | | | | | | | | | 284.9 |